

議案審議レポート

※ 議案は、本会議での質疑の後、所管の常任委員会に付託して慎重に審議しました。
主な議案と審議の経過について紹介します。

令和5年4月から 消防団員報酬を引上げ

概要 消防団員の処遇改善について、加西市消防団あり方検討委員会の報告を受け、団員報酬を増額するもの。

○団員報酬の変更

区分	現行	改正後
部長	年額 24,500円	年額 36,000円
班長	年額 13,000円	年額 32,500円
その他団員	年額 11,000円	年額 26,000円

○団員出動報酬の変更

種別	現行	改正後
災害等 現場出動	1回 2,000円	1時間未満 日額 2,000円
		1時間以上 4時間未満 日額 8,000円
		4時間以上 日額 16,000円
訓練出動	1回 1,000円	1回 2,000円
広報活動	1回 500円	1回 1,000円

質疑

問 今回の団員報酬などの増額理由は。

答 令和3年4月の消防庁長官通知を受けて、消防団あり方検討委員会での議論に基づいたものです。長官通知は、団員の年額報酬は3万6,500円を標準に、団員より上位の階級については業務や職責などを勘案し標準額と均衡の取れた額に定めるというものです。災害による出動報酬の額は、1日当たり8,000円を標準としています。

加西市では、活動実態のない団員にも年額報酬を支給しており、ますますそのような団員が増えることが懸念されるため、現場出動や広報活動などを行った団員に実働報酬として報いるようにしました。



議案第3号 加西市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

問 近隣市との比較は。1年前に改正しているところもある。

答 加東市と小野市では、令和4年4月から団員報酬は標準額の3万6,500円で条例改正され、西脇市でも令和5年4月から標準額で改正予定です。

加西市では令和2年から消防団員の処遇改善を行っていること、また活動内容の見直し議論があったことから、消防団活動と報酬の在り方を検討した上で改正することとし、1年遅れとなりました。

問 団員報酬を標準額より低く抑えたことについて、活動実態のない団員の存在を理由としている。実態に合った消防団としていくことが本来の姿であり、報酬基準の理由とするのはおかしいのではないかと。

答 消防団活動について検討する中で、実際の活動報酬に重きを置くほうがモチベーションが上がるとい多くの意見を踏まえた改定です。活動しない団員へのペナルティ的な意味合いではありません。

問 報酬の増額により期待される効果は。

答 消防団活動への参加率が向上することや、新入団員の確保に効果があると考えています。

問 出動手当の支給に当たり、出動した団員の確認は。

答 出動した各部の部長が確認し、分団長がまとめた上で危機管理課に提出してもらいます。時間当たりの手当を細かく区切っているため、分団長や部長の仕事は増えると思います。

討論

なし

議決結果

全会一致で
原案可決

